

## 今、求められる地域の福祉力

講師 小坂田 稔さん (高知女子大学社会福祉学部教授)

この報告は、5月30日に行われた「福祉オンブズおかやま」講演会&総会での講演概要です。小坂田先生は、豊富な事例を紹介しながら、住み慣れた地域でいきいきとした暮らしを阻む3つの壁<意識の壁・情報の壁・制度サービスの壁>をなくし、求められる3つの力<自助・公助・共助>でネットワークづくりをしていくために、かけ声だけでなく、地域包括ケアシステムという仕組みを具体的に創って、機能させていくことが大切であると強調されました。具体的事例など、かなり省略していますので、読みにくいかもしれませんが、ご容赦ください。(文責：編集部)

介護の中で、本当に大事な家族を自分の手で殺していくという事件が後を絶ちません。見えているデータだけで1年間で30件介護殺人が起きています。介護殺人という最悪の状況の手前で虐待をしたり、虐待をしなくても一生懸命拳を握り締めながら介護をしている人達がどのくらいいることか。高齢者虐待でわかっているだけで1万3千件。これは氷山の一角。こういう事態を今わが国は止める事ができないのです。

皆さんがこれから生きていく中で高齢化は確実に進んでいきますし、要介護の人も確実に増えていきます。私は要介護にならないと言い切れる人は誰もいないんです。そうなった時に、皆さんのご家庭で本当に、いきいきと介護をし、要介護になった自分がいきいきと生きていく事ができる保証があるのでしょうか。私は大丈夫と言い切れない状況が私たちのすぐそばで起こっているという事実を、私達は真摯に見つめていかなければいけないと思います。虐待であったり、児童虐待も非常に増えてきている、4万件を越しているという、本当に深刻な状況になっています。

### 「心のしぼむ」暮らしから「心のはずむ」暮らしへ

私達がめざしているのは、いきいきとした暮らしです。求められるのは、2つの生活「けん」だと思えます。地域福祉というのは非常に間口も広いし、深くもある取り組みですが、集約していくと、「生活権」と「生活圏」という2つの生活<けん>保障ということに突き当たります。

一つ目の「生活権」というのは、憲法で言えば13条と25条の保障になります。

幸福追求権・生存権保障ですね。要介護であったり、障害を抱えたり、病気を持っていても、いきいきと暮らしていきたい。誰もが願う事です。これは憲法上のことになり、少し硬いので、「心のしぼむ」暮らしから「心のはずむ」暮らしへ、と直しています。

病気や障害を持つと、確実に私達の心はしぼんでいきます。病気や障害を持って良かったという人はいません。何故病気を持ったのか、障害を抱えたか、このように誰も思います。でもそのままでは非常に暗い人生になってき

ますが、病気や障害を持って心をはずませて、病気を持ったけど生きていて良かったという暮らしをしていこうというのが、この「生活権の保障」、「心のはずむ暮らし」です。

### 豊かな人間関係のある暮らし

在宅で暮らしているという事と、地域で暮らしている事の違いは何か。地域を考えた時に生活の三重層円という考え方があります。右田紀久恵という人が言い出した考えですが、私達は皆、関係の三重層の中に生きています。人間関係です。ここに私がいて、皆さんがいる、その周りに家族がいます。その周りに地域が取り囲んでいる。地域には知人がいますし、長い間の友人がいますし、近隣住民の方も暮らしている。これは平面上の事です。

私達が「地域で暮らす」と言う時に、そこに豊かな人間関係ができながら暮らしているはずです。知人と行ったり来たり、電話をかけたり、地域という実感を持てる暮らしです。

ところが病気や障害を持つと、この家族の中の間人間関係も少しずつ切れていきます。認知症になった瞬間に家族のかかわりが消えていきます。さらに地域の人たちの間で足しげく交流していた関係が消えていきます。誰も来ない、どこにも行かないという暮らしがここからはじまっていきます。

地域、コミュニティという空間の中には生きていても、人間関係の中には生きていない、という暮らしが始まっていきます。私達は地域で人間関係を豊かに作っていかないといけない。元々ない人もいます。元々ない人は新たに作りますし、元々あって消えた人は、もう一度修復し、創造し直していきます。

これが2つ目の「生活圏の保障」と言われるものです。

よくデイサービスや施設に通所で行っている人がいます。これは一見、確かに家の中に

閉じこもらず出て行っているように見えます。しかしよく見ると、家から施設に通ってまた帰ってきますが、ここで閉じこもってしまう。施設の中だけで暮らしている。地域を見ると、地域の中での人間関係を持っていない。

右田紀久恵によれば、「人間の生活は、人間関係における『三重層円の均衡が保たれ調和的状态におかれた時、安定的な生活を営む事ができる』」という事になり、その関係をどう作っていくかという事です。

折しも先般高齢者白書が出ました。この白書では、1人暮らし高齢者の、実に3割を超える人達が、終日一日誰とも話をしないという報告書が出ました。2～3日に1回、電話もしないし地域の人と話もしない、こういう暮らしが1人暮らし高齢者に起こっていると。閉じこもって生きる、その先に見えるのは孤立死です。誰も看取らないで亡くなっている高齢者が実に多く増えていっている訳です。育児の問題も、「子どもを育てる」のではなくて、実は「孤独を育てる」孤育てに。カプセルの中で母親と子どもだけが暮らしていて、地域との関係は切れているということで、児童虐待が起こっている。

私達が目指すのは、「どんなに重い病気や障害、生活問題を抱えていても、住み慣れた地域で、いきいきと暮らしていきたい!!—この誰にも共通の願いの実現である」。「どんなに」という言葉をつけていますが、末期がんであるとか重度の認知症であっても、重度の障害をお持ちであっても、いきいきとした暮らしは作れるはずなんです。この実現をどう目指していくのかという事になります。

住み慣れた地域で、皆さんが送っておられるような普通の暮らしを作っていく。時々、生きているのが幸せだなと思えるような暮らしを作っていくのかというのが、地域福祉の実践になると思います。これからの大きな課題として取り組んでいかなければいけない。

## いきいきとした暮らしを阻む「3つの壁」

そうは言いながら、なかなかいきいきとした暮らしが見えてこない。それには色んな理由があります。様々な要因が複雑に絡み合っていて実現できていないのだらうと思いますが、私は長年の地域実践の中で、大きな原因は三つの壁だと思っています。それをどう壊していくか、これが地域福祉の大きな課題です。

まず一つ目が「**意識の壁**」という事です。私達の心の中にある壁。他人の支援を受けるという事に対する抵抗感・遠慮感、殊に「福祉」と名がつく支援・専門職・サービスと言うものに対して、すごく深く高い抵抗感を持っておられます。他人の世話になりたくないという言葉もよく聞きますし、「福祉の世話になりたくない」、私も長年現場にいて「福祉が家にやって来た」と言われて、本当に咎め人のように言われた事がありました。この意識の壁を、岡山弁で言えば「ふうが悪い」という、この壁をどう破るかという事が課題です。

二つ目は「**情報の壁**」という事です。制度・サービスがさまざまありますが、それについての情報を多くの人達はあまりよく分かっていません。例えば介護保険という制度が始まってかなり経ちます。色々制度の問題はありますが、でもさまざまなサービスを利用する事ができます。では今、介護保険の中で受けるサービスが、皆さんの頭に幾つ浮かぶでしょうか。例えばホームヘルパー、訪問介護、通所介護と言われるデイサービス、短期入所、あと入浴とか、訪問看護とか出てきます。これくらいでほとんど終わります。

介護保険で幾つの制度があるかという、40あります。40もあるのかと、皆さん驚かれますが。この事について、どれだけ地域の人達をご存知かと言うと、ほとんど分かりません。分からないから利用できない、あるいは

は利用しないという事は、介護保険でも起こります。

では障害者自立支援。これは新しく窓口が変わって法律名も変わろうとされていますが、今の自立支援法で何種類あるのでしょうか。そしてそれが見えるでしょうか。ほとんど見えないのが今の現実です。私は自立支援法というのは、「利用するな」と言わんばかりに作った制度だと思っています。分からないように作っている。同じ所を見ても日中と夜と違うようになっている。「情報の壁」は、色んな制度・サービスの情報を知らないという事と、知ろうとしないという事です。知らせようと作っていないというのがありますが。

もうひとつ深い壁は、「情報を知らない」という事を知らない、という壁です。「私はいろんな制度やサービスに対する情報を知らないんだ」という事を知らないんです。知らないんだという事が分かれば、まだ知ろうとしますが、その事を知らない訳ですから。これが結構厚くて深い壁になっている。

三つ目が、「**制度・サービスの壁**」。制度・サービスの中に、まだ壁が待っているんです。「意識の壁」と「情報の壁」を乗り越えて「制度・サービス」にたどり着いた、そこでまた関所があります。自分が利用したいという時に、利用したいサービスがない。種類がない。例えば訪問介護はどこにもありますが、24時間、特に深夜帯のホームヘルパーを利用したいという時に、皆さんの所であるでしょうか。コムスンがこれを保証していましたが、撤退しましたので。それだけではなく、さまざまなサービスが不足しています。中山間地に行くとき一番の問題は、足です。移動の問題が大きな壁になっています。最新の経済産業省の報告では、「買い物難民」と言われる人が600万人、という推計値が出ました。都会でもそうですが、田舎に行けば行くほどそういう問題が起こっています。移動の手段を持っていない。

今、県北のある町に関わりながら計画を策定しています。県北だと山の中に集落があったり、1人でぽつんと住んでいたりしていますが、この間関わったところは、お爺ちゃんとお婆ちゃんが住んでいて、ご主人はパーキンソン病で、お婆ちゃんは認知症です。この二人が山の上に住んでいる。蛇行した道を降りて来ないと下の道にとどり着けない。その道も崖です。そこを通院する時とかに降りていく訳です。その家の移動手段は唯一軽トラがあります。それを誰が運転するかというと、パーキンソンのご主人が運転します。通院の日はまず軽トラにご主人が乗って行って、足を動かす。まずブレーキを踏んでみて、足が動く。アクセルも踏めるといふ事になると、「じゃあ行こうか」と言って、お婆ちゃんを隣に乗せて道を降ります。命懸けです。降りてきて平地に行きます。二つ目の問題が起こります。目が悪いので信号の色が分からない。その信号を判断するのが誰かということ、隣に乗っている認知症の、判断能力が落ちたお婆ちゃんが判断しています。「お爺さん、青だから行きなさい」「赤だから止まりなさい」。こうやって病院との往復をしているんだという、命懸けです。病院に命を永らえるのに行っているのか、命を短くするために分からないような事を、懸命にやっている訳です。もしお爺さんが、パーキンソンが進んで駄目になったら、この家はどうなるかという事ですね。これは一つの例ですが、移動手段というのは今大きな問題になっていますが、その他色々あります。

量が足りない。そしてさらにもう一つの問題は質です。せっかく利用しても質が悪ければ二度と利用しません。お金を払ってまで利用するのかというサービスが色々あります。これは**専門性**の問題です。

さらに出てくるのが「**申請主義**」という問題です。制度をいざ利用しようとする、申

請をしないと利用できない。代理申請はできますが、ほとんど最初は自ら申請をする訳ですね。申請までなかなかとどり着きませんが、いざ申請をしようとする、そんなに面倒なことはありませんが、高齢者の人達が作ると結構厄介なんですね。

そして最後は、「**縦割り**」。サービスが縦割りでやってくるんです。今ケアマネジメントでケアマネージャーが担当者会議を開いて、共通目標持って援助しているという、建前になっています。しかし実際にはばらばらです。共通目標を、書類上は書いてありますが、やってきている人達は、ある人は起きなさいと言ひ、ある人は寝てなさいと言ひ、こういうばらばらな援助が、今でも続いているんです。

この三つの壁が、二つの生活「けん」を保障していくのに、大きな壁になっています。この壁は実に高く厚いんです。この壁は、住民や利用者側だけにある訳ではありません。援助している専門職の側にもあります。専門職の場合、あの人を何で支援しなければいけないんだとか、自分でやればいいじゃないかとか、色んな事を勝手に言う訳ですね。そういう壁をもって、利用者の側にさらに壁を作っているという、二重の壁が作られています。両方の壁をどうやって崩していくか、低くしていくかと言ひ事が最大の問題になっている、そこに私達の力が試される、これを破っていくためにも福祉オンブズの役割は私は決して低くはない、特に制度・サービスの壁には大きな役割を持っていると思ひます。

「そしてニーズは眠り、問題は深刻化・重度化・複雑化していく」のです。三つの壁の中で、ニーズは眠っていく。潜在化していき、表に出てきません。ですから一日でも介護するニーズを表に出して顕在化させて支援を入れたい。壁を破るしかない。少しでも早くニーズを発見して支援をしていくという事は、これからの大きな課題になります。

## 求められる「3つの力」の協働活動

一つ目の力は「**自助力**」です。自ら頑張る、家族や本人が頑張っていく力です。しかし、頑張り過ぎると家族が倒れていたり、介護殺人が起こったり、色んな問題が起こってきます。頑張らせ過ぎない。早く支援を入れていく。

そこで二つ目の力「**公助**」が出てきます。

制度・サービスの力です。介護保険であったり、医療保険であったり、専門職であったり、色んな人達がしっかりと支援していく。従来はこれで支えてきたんですね。特にここが頑張り過ぎたんですね。

これからは三つ目、「**共助**」という、地域の人達のお力添えが必要になってきます。

この三つがうまく繋がりあう支援を組み立てていく事で、初めてここに三つの壁を壊していきいきとした暮らしが見え隠れする、この三つの力を合わせないと、これはほとんど不可能に近い今の状況です。特に「共助」の分厚さによって、暮らしの豊かさは違ってきています。地域差があってはいけないんですが、岡山県だけ見ても確実に地域差は生まれてきています。この取り組みをやっている所とそうでない所では、困難事例の見え方も随分違ってきていますが、この力を合わせましょうという事です。

これで注意しなければいけないのは、共助力というのは公助力の代替ではありません。よく、ある市の職員が言います。「地域の人が見守っているからいいじゃないですか」。これで大丈夫だという、そういうものではありません。地域の人達の力は緩やかに、柔らかく何気なく見守っていく、そういう力です。だから専門職のようにきちんと援助する必要はないんです。時々見守っていただいたり、声を掛けていただいたり、何かあったらすぐ支

援につなぐ、本来の役割で、長く続けていただくにはこの事が重要になっていきます。この点を押さえておかないと、ややもすれば地域住民の方に公助の負担が入ってくる危険性がありますので、その点は十分に注意しなければいけない点だと思います。

## 地域包括ケアシステム

今求められているのは、仕組みです。スローガンではありません。心構えではなくて、三つの力をきちんと合わせて仕組みを作って動かしていこうと。

地域包括ケアシステムというものです。岡山県はこれを全ての市町村に作っていこうという事で、取り組みを広げていってます。

地域の人達にきちんと支援をして声を届けていただくように仕組みにしましょうと。声をどこに届けるかという事を決めたんです。最終的に地域包括支援センターに届けましょうという事を決めました。その事を徹底していかなければいけません、民生委員や町内会長に届いても、必ず地域包括支援センターに集約される。情報のワンステップ化を図ったんですね。

ここに情報が入ってくると**早期発見**です。早期発見ができると**早期支援**ができますので、早期支援のためにサブセンターの専門家が訪問をします。最近少し前に津山で孤立死したお婆ちゃんがありますが、何回も通って、行くたびに色々な話をしますが「わしは何も困っていない」と言い続け、そして亡くなりました。なくなって身寄りがないので身辺整理をしていた時に箱があり、箱の中に封筒があって、その中にきれいな字を書いた紙があって、「助けて下さい」と書いてありました。この紙をどう使おうとされたのか分かりませんが、もし万一何かあった時にはこれを、と思われたんだろうと思います。不安を持っていた。で

もその事は誰にも言わなかった。信頼関係を作って初めてその事を言っただけ、そういう関係を、地域の人にはなかなか難しい、専門職がやはり作っていかなければいけない。

それが**訪問活動**です。これで訪問が始まると、実はこういう事で困っているという話になってくる。今度は「**地域包括ケア会議**」というのが各市町村に、基本的には作られています。ここで色々審議をしていくんですが、「**保険・医療・福祉サービス支援ネットワーク**」というのがあります。この言葉は厚労省が作ったんですが、専門職の公助のネットを作らなければいけない。ばらばら、縦割りではだめなんですね。制度・サービスの壁の中にあつた縦割りをなくしていかなければいけませんので、会議を開きます。

方向を決めると、専門職が連携しケアプランをつくります。これで援助ができますが、ここに共助があります。そこに**小地域ケア会議**と**地区社協**というのがあります。地区社協は従来、地域の中で作り上げてきた住民皆さんの連携会議です。ここで共助だけで支援することが限界という事例が増えてきています。やっぱり共助と公助が連携しないとイケない。

その場が小地域ケア会議といわれる会議です。ここでは住民と専門職が対等な立場で地域で出会う、議論をしていくという会議です。これはかなり作ってきました。一番最初にほぼ全地域で作りに上げて下さったのは総社市ですが、総社市を除いて色々な市町村で作っています。ここで議論をして、共助と公助と自助が合わさって暮らしを組み立てていくという、こういう流れるような仕組みにしたんですね。

さらに「**困難事例検討・解決**」というのがあります。これは制度・サービスの壁の中の、制度の質・量、さらに種類という事で足りない例がいくつも出てきます。一人の専門職がこれ、一つの部署がこれ、なかなかできない

ですが、仕組みの中で知恵を出し、声を出していきましょうというもの。ですから移送サービスなどもこの中で作り上げていきますし、色々なものを作っていています。地域包括ケア会議の中で、こういう事例があつてこういう問題があるのでこう取り組んでいこうと話される。

少し前にあつたのが、虐待を受けている高齢者がいて、この事例の場合は借金が問題だったんですね。高利の借金を抱えているために、若い夫婦は朝から晩まで働いていて、お婆ちゃんに食事を与えない。そのためにガリガリになっていたんですが、嫁が食事を作らないからと責め上げたんですが、これでは何の解決にもならないです。1600万の借金をなくしないと、どうやってなくすかというのは最大の課題ですが、この専門職の、保健師や包括の職員や、色々知恵を出しても1600万の高利の借金をなくす知恵は出ません。それを解決したのは、ここに入っている弁護士です。地域包括ケア会議は現場の専門職の弁護士さんに入ってもらって、問題を解決していきます。先ほどの事例の場合は、1600万の借金はきれいになりました。

今、各市町村・県も色々な事業に取り組んでいます。でもそれが本当に効果が上がったのか、どういう課題があつたのか、誰も知りません。去年やりました、だから今年もやりましょう、この程度で事業が続くんです。ここに沢山のお金が使われています。沢山の人があるところに関わっています。これでは意味を持ちません。どういう問題があるのか、どういう成果があつたのか、それをもって翌年度にどういう取り組みをしなければいけないかという評価をしなければいけない。皆一生懸命働いているんです。一生懸命働いているけれども、冷静に見てみると一歩も前に進んでいない、これを私は「ハツカネズミの仕事」と呼んでいます。ハツカネズミは一生懸命ぐる

ぐる回っています。でも冷静に見ると一歩も前に進んでいない。

こういう仕事をしてはいけないので、PDCAサイクルで活動を評価する「評価票」を作って、取り組んでいただくというところまで決まっています。今その勉強をやっています。それが今一歩進んだところです。今年度さらにこれを進めていくという事で県が検証を入れますので、かなり違ってくると思いますが、こういうものを仕組み化したんですね。これを地域包括ケアシステムと呼んでいます。これは厚労省が示している地域包括ケアシステムではありません。岡山県独自で、これらの動きを今始めているという事です。

「地域包括ケアシステムとは『いのちと暮らしのバトンリレー』」です。つまり公助と自助と共助をきちんと仕組みとして組み合わせて、そして三つの壁を一気に壊していくという取り組みになります。命と暮らしを守って、皆が少しずつバトンを渡していくような仕組みを作っていこうとしている訳です。その真ん中に地域の人達に大きな役割を果たしていただいて、特に小地域ケア会議という事で。

### 「住民主役型福祉」がはじまっている

これからの社会福祉のあり方という事で、この仕組みを動かしていくんですが、特に住民の問題ですが、社会福祉法という法律があります。以前は社会福祉事業法と呼んでいました。1951年にできあがった法律ですが、2000年に社会福祉法と名前を変えて、有り様も姿も変えたんです。社会福祉六法という6つの大事な法律があります。児童福祉法から始まって、身体障害者福祉法、生活保護法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子寡婦福祉法。これが基本的な法律ですが、社会福祉法はどこに位置づけられるかと言いますと、土台の部分です。今日の課題の関係で、1条

と4条だけ説明します。

第1条は、地域福祉の推進という事で、「この法律は、社会福祉を目的とする事業の**全分野における共通的基本事項を定め**、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益保護及び**地域における社会福祉（以下『地域福祉』という）の推進を図る**」。この法律の目的です。つまり我が国の土台たる法律で、地域福祉の推進を図るんだと言った訳です。つまり児童・身体障害、全ての分野に渡って、これからは地域福祉なんだという事を第1条が示しました。

地域福祉は色んなところで色々言われてきましたが、法律できちんと書かれたのは初めてです。我が国の福祉の土台が地域福祉で、住み慣れた地域で多くの人達の支援等、力を合わせながらいきいきとした暮らしを作っていく、それを誰が進めていくのかというのが第4条。「**地域住民**、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、**地域福祉の推進に努めなければならない**」とあります。つまり第4条の最初にいるのは地域住民です。

それ以前の社会福祉事業法の時にはどう書いてあるかというと、「国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は…地域住民等の理解と協力を得るよう**に努めなければならない**」。主語は住民ではありません。行政機関であり専門機関です。住民は協力・理解する人です。つまり演劇等で言えば、舞台の上で演じているのは行政職・専門職です。しかも台本・脚色、全て決めているのはそういう人達です。そして観客席にいるのは住民です。時々拍手をしたり野次を飛ばしたり、場合によっては呼ばれて壇上に上がつ

と一緒に演じてまた降りてくる。こういう位置に地域住民はいたんですが、社会福祉法はそうは言っていないんですね。住民自身が専門職や行政職と連携して地域福祉推進に努めなさいと言っています。

住民が主役の時代が始まったという事です。住民こそが主役です。住民が地域でどのような暮らしを作っていくのかという方向を決める、つまり台本を作り脚色をし、自ら演じる。そして専門職と一緒にやっていく。支援して、活動して、作っていくという時代が2000年の4月からもう始まっている。つまり10年も経ったんです。岡山県だけ見ても大きな差が広がっています。県北を見ても県南を見ても真ん中を見ても、やっている所とやってない所では本当に差がつかしました。

そこに「**地域福祉で地方自治の実現をめざそう!!**」と書いてありますが、地域福祉というのは住民が主役でこれを作っていくという取り組みになっていきます。「団体自治」と「住民自治」という地方自治の本旨があります。

住民自治というのは非常に大事な本旨です。中核です。つまり地域福祉という福祉分野の取り組みを、地方自治の分野の中に広げていく、地方自治をきちんと確立する福祉を進めていくためには、地域福祉を確立していかないと、これは見えてきません。地域福祉という取り組みを通しながら、住民主権の地域づくりをやって、どう福祉分野で作っていきけるかが、これからの大きな課題だと私は思っています。これが進んでないと、地方自治や住民自治は見えてこない、そう思います。

最後に。参加とよく言いますが、**住民参加とは何か**という事です。四つだけ書きました。住民参加にも色々種類があるんですね。

まず一つ目、「**計画**」に参加していく。地域福祉計画など色んな計画が総合計画を含めてあります。これにどうやって住民が参加していくか。住民の意思決定がそこに反映されて

いるかという事です。その計画へ参画すると、今度は「**決定**」が出てきます。さらに決定したものを実際に取り組んでいくという段階の「**執行・実施**」、予算的なものを含めて。そこに住民が実際に今、どれだけ参加しているだろうという事です。「**計画**」には確かに何人か参加している。団体の代表がいるが、一般にはほとんど見えてきませんが、その辺はまだありますが、この「**執行・実施**」は非常に遅れている。さらに先ほど言った「**評価**」。市町村の事業を評価していくというところで参加している住民はほとんどいません。監査役として参加している一部の人間であって、一般住民は評価に参加していない。一般住民が評価に参加しないと、事業というのはなかなか意味を持ってこないと思います。私達が目指す地域福祉は、この四つにいずれの分野にも住民が参加する、そして住民の意見が反映される、そういう地域づくりであったり、地方行政になっていきます。これをどのような場面で作っていくのかという事が今、試されている。それが地域包括ケアシステムの中の一つの小地域ケア会議だろうと思います。

地方自治は民主主義の教室だとよく言われますが、そういう教室だけで終わらせない、とにかく実践をしていくという事がこれから大きな課題になっていったらと思います。

おわりに、**明日は我が身として、考えてみよう**という事を強調しておきたいと思います。

#### ご案内

岡山弁護士会主催

### ルース・ビーグルホールさん講演会

～子どもの声なき声に応える聴き方とは～

日時 2010年9月26日(日)  
午後1時30分～午後4時  
会場 岡山弁護士会館2階大会議室  
(岡山市北区南方1丁目8番29号)  
対象 子育て支援、DV・児童虐待防止に関心のある方、  
子育て中の方、保育士、保健師、教職員の方など  
男女を問わずどなたでもご参加下さい。  
予約不要 入場無料  
お問い合わせ TEL (086) 223-4401 (岡山弁護士会)

# 福祉施設内虐待問題等は防止できるのか<その1>

田代国次郎（運営委員）

近年、私たちにとって一番安全で、しかも人権が最も守られるはずの場所が、すなわち人間の「いのち」「くらし」「じんけん」等が最優先に守られる場所としての福祉施設がとても危険な場所に変貌したと指摘されると、思わず返す言葉を失ってしまうことがある。そのことは、しばしば新聞紙上でも報道されるし、その事実を否定するわけではないが、本当の筋合から、その目的からすると、人間の「いのち」「じんけん」（平和的生存権）等を守る最後の砦としての福祉施設が、いま崩壊しかかっているとしか思えないのが残念である。

たとえば、その事実を統計で示すと、法務省が2010年3月に公表した「2009年中における人権侵害事件の状況」によると、福祉施設内人権侵害時件数は、2008年度より25件（19.5%）増加して153件にのぼったと報告している。その内訳は、「職員による」が116件（75.8%）で圧倒的に多く、職員以外は37件（24.2%）と少ない。さらに、その中で「職員による虐待」で多いのが「障がい者施設」が61件と最も多く、次いで「高齢者施設」が40件、「児童施設」でも15件が発生している。しかし、これらの虐待件数は、あくまでも法務省統計にあがった人権侵害事件であり、かなり深刻ケースが法務省まであがってきたと考えられ、そこまで深刻でなかった人権侵害事件は、その何倍もあったのではないかと推測され、そこに示された件数はいわば「氷山の一角」でしかないと思われる。

ところで、虐待などの人権侵害が一番多い「障がい者施設」での61件を多いと見るか、少ないと見るか、判断の分れるところかも知れない。私の40年以上の体験からする

と、ここに示された人権侵害事件は「氷山の一角」であり、本当はもっと多いのではないかと考えられる。それは、いまから35年位前の1975年に、まだ施設内虐待などがほとんど話題にならなかった頃、すでに宮城県内のコロニーでは虐待問題が顕在化しており、それを防止しようと発言したが、その発言がもとで、ある東北の福祉系大学を解雇される体験を持っている。

しかし残念ながら、こうした施設内虐待事件、人権侵害事件等々がその後頻繁に発生することになった。たとえば福島県内の知的障がい者厚生施設「白河育成園」の虐待事件、東京都内の知的障がい者厚生施設「愛成学園」の暴力事件、同じく東京八王子の知的障がい施設「中央学院」の虐待事件など、一般に公表されている施設内虐待だけでも7件以上が判明している（市川和彦『施設内虐待』2000年）。しかも、こうした虐待事件は現在も発生しており、大阪の知的障がい児施設「月の輪学園」では2007年・2008年から職員による虐待事件が発生していたにもかかわらず、大阪府が立ち入り書類検査をしていたが、虐待事件の発見は出来なかったとしている。それに、2007年採用の職員によれば、すでに採用された頃には「先輩職員が日常的に子どもをたたく」行動があったと証言している（『朝日新聞』2010年4月8日）。さらに、大阪市内の「すみれ愛育館」や、福岡市内の「若久緑園」においても職員による暴力事件、人権侵害事件が発生している（『朝日新聞』2010年6月5日）。

次に多いとされる「高齢者施設」での虐待事件、人権侵害事件等は、これも厚生労働省研究班が調査した結果によると、回答を得ら

れた特別養護老人ホームなど介護施設 5,314 施設において、いわば不当な身体拘束虐待等を受けている高齢者は 1 日当り約 8,000 人にのぼると推定している。さらに、厚生労働省調査による高齢者虐待者数は 2008 年度ですでに約 1 万 5000 件以上にのぼると報告し、2005 年施行の高齢者虐待防止法の効果があまりあがっていないことが暴露された。しかも、その背後には、特別養護老人ホームに入所を希望していながら、入所の出来ない待機者が、在宅で待機、困っている人が約 20 万人、有料老人ホームなどで待機している人が約 20 万人以上おり、全国では約 42 万人の特養待機者がいると認めている。岡山県内の特養待機者も 6,770 人にのぼると県が発表している。さらに生活が苦しい無年金生活者、医療福祉の恩恵が少ない過疎地、限界集落で生活する高齢者、認知症高齢者の増加などの問題は、とても深刻な生活問題である。

そのため、近年は介護心中、介護殺人、介護虐待、人権侵害などが多発することになった。なかでも「高齢者施設」内で起こる虐待、人権侵害問題等は、なかなか外側からは発見しづらく、施設内からの勇気ある職員、利用者家族等からの通報でしか発見できない。ごく最近に限定して起った「高齢者施設」内虐待、人権侵害事件だけ見ても、たとえば「福祉オンブズおかやま」が取組んだ、岡山市内の特別養護老人ホーム「阿知の里」（法人名 センチュリー岡山）の虐待疑惑事件があり、2010 年 2 月には岡山県内の瀬戸内市立養護老人ホーム「上寺山楽々園」での職員による暴言虐待事件、同年 3 月福岡県内の市立養護老人ホーム「柳光園」での刺傷事件、同 3 月三重県内のグループホーム「カトレア」で

の女性利用者への虐待映像をインターネットで投稿事件、同年 4 月には栃木県内の老人保健施設「宇都宮シルバーホーム」で複数の職員によって利用者の上半身裸の撮影や暴力を振るう虐待事件、同年 5 月には大阪市内の高齢者介護施設で「言うことを聞かないので殴る」という暴力虐待事件、同年 6 月には千葉県内の特別養護老人ホーム「あかいの郷」では利用者への虐待と使途不明金問題が発覚し、改善命令が出される。同 6 月には北海道内の特別養護老人ホーム「ルミエール」での虐待事件発生と、その内部通報者職員 2 人に対するいやがらせが発生していた。

これら最近の虐待事件、人権侵害だけでも新聞紙上にこれだけ公表されており。新聞紙上にのらない虐待、人権侵害ケースが内部に多数封印されている可能性があり、いわば「氷山の一角」が新聞記事になったと思われる。

「児童施設」内虐待問題、人権侵害事件に関しては、すでに「福祉オンブズおかやま」としてかかわった岡山県津山市の「津山二葉園」（法人名 菜の花の里）での虐待、強制労働等の事件がある。さらに岡山市内中區で 2010 年 3 月に発生した児童養護施設内の性的虐待事件は、若い 20 代の初任者に近い男性職員を懲戒解雇したことで済むのだろうか。

〈岡山市内の児童養護施設状況〉

施設名	経営主体	代表者	施設長	認可年月日	定員
善隣館	岡山市	岡山市長	三宅 嗣朗	S25.04.01	25
岡山聖園子供の家	(福) みその児童福祉会	江草 安彦	則武 直美	H20.03.27	59
若松園	(福) 備作恵済会若松園	高月 和紘	高月 和紘	法第 69 条による	70
南野育成園	(福) 南野育成園	叶原 土筆	叶原 土筆	S24.04.01	64
新天地育児院	(福) 新天地育児院	梅里 伸正	梅里 伸正	S30.08.22	50

「こころ」に深い傷を負った子ども達が長く生活する場所のケア体制が、その職員配置体制が、その専門的ケア体制の整備が、はたして充足されるものになっているのか、市民の目は鋭く注視している。

〈次号につづく〉

## 【本紹介】

# 裁けますか、この人を！？

## 『生涯被告「おっちゃん」の裁判』

曾根 英二 著（平凡社・1600円＋税）

今をさかのぼること30年前1980年、岡山市で一人の聾啞者が300円の窃盗を2カ所で働いた容疑で逮捕・起訴されました。

「おっちゃん」こと森本一昭さん。当時45才、住む家も仕事も持っていない、教育を受けたこともなく口話は勿論、手話も読み書きもできない。障害者年金も本人の懐には入っていない。まさにナイナイ尽くしの状態で、森本さんは被告席に座らされておりました。私は、たまたま縁あって森本さんと出会いました。と云うか、先ず被告席の森本さんを一方的に見ました。見て、驚きました。

「弁護士選任権」「黙秘権」と云った抽象的な概念は元より、例えば盗ったか盗ってないかという具体的な事柄さえ確かな問答が成り立たない。裁判には証拠として、詳細に自白した調書が本人の署名捺印入りで提出されていました。でも、とても全て鵜呑みにできるような内容じゃない。かといって、弁護人が冤罪を主張し得るような本人からの一貫した無実の訴えも出てこない。

「依頼人」とコミュニケーションがとれず頭を抱えた国選弁護人の水谷 賢さん、支援者の中川一二三さん達を中心に幾度も侃々諤々の議論が重ねられました。そして、岡山地方裁判所に「公訴棄却」を求めました。

「公訴棄却」とは、検察が森本さんを起訴し裁判を行うこと自体が違法・不当だということです。素人の理解ですが、「有罪か無罪か」を争うその土俵自体が、（捜査段階から）森本

さんに圧倒的に不利にできている。これでは、とても公正な裁きは期待できない、と云うことだったと思います。

こうして「盗ったか盗ってないか」ではなくて、「裁けるのか裁けないのか」を争う裁判が始まりました。「決着」までに、実に19年かかりました。

その間、森本さんは、81年11月、岡山拘置所を出所し、身元引受人になった中川さん、坂元と三人で共同生活をスタート。その一年後、自分で家を借り生活保護を得て、自立生活を始められました。裁判は87年に一審判決、公訴棄却！。弁護側が全面勝訴しました。が、91年には高等裁判所で逆転敗訴。その後、最高裁を経て岡山地裁へ差し戻しと曲折をたどります。

この本の著者、曾根英二さんが登場したのは、この高裁判決の日でした。高裁判決をたまたま助っ人で取材された当時山陽放送のディレクターだった曾根さんは、「こんな裁判がまかり通るのか」と法廷の状況にショックを受け、おっちゃんとおっちゃんの裁判をテレビのドキュメンタリーとして追いたい、と考えられたそうです。その成果は、TBSの「報道特集」や山陽放送の折々のニュース、そして3本のドキュメンタリー作品となって放送されました。

裁判の方は、98年に最高裁で「公判手続き停止」の決定が確定し、森本さんは被告人のまま宙ぶらりに置かれることが決まってしまう。このまま何年も何年も被告人の

まま過ごさせる気だろうか、強い憤りと不安を覚えました。

ところが、その不安は予想外に悪い方に裏切られることとなります。一年後の99年8月、森本さんは末期のガンであることが判明し即、入院。9月には、弁護側からの上申書に基づいて岡山地裁が公判打ち切り(公訴棄却)を決定し、裁判は終了。そして、その三ヶ月後、12月16日、森本さんは、永眠されました。

驚いたことに、曾根さんの取材は公判停止後も続きました。カメラは、おっちゃんの病床でも回り続けました。そして、通夜・告別式から斎場でも……。

翌2000年2月、森本さんに関する最後のドキュメンタリー『生涯被告』が放送されました。病み衰えたおっちゃんの姿を見るのが辛くて、私は未見です。しかし曾根さんが、取材開始前におっしゃった通り一過性の取材で終わらせず、本当に最後までおっちゃんに付き合ってくれたことに非常に感動しました。

その曾根さんから今年の3月、突然、お電話を頂きました。「実は僕もこの3月末で山陽放送を定年で。それまでにおっちゃんの本を何とか間に合わせようと、今、追い込み中なんです」。

一瞬あっけにとられ、続いてショック。おっちゃんが亡くなってもう丸々十年。なのに曾根さんは、未だにおっちゃんの問題と向き合っていて下さっていた！去る者は日々に疎しを地であっていた我が身が、恥ずかしい。携帯を切った後になって、ようやく嬉しさが込み上げてきました。これで森本さんのことが、私たち関係者のセピア色の思い出や一部の法律の専門書の中だけではなく、立派な記録として残ることができるのです。

完成した『生涯被告「おっちゃん」の裁判』は臨場感あふれる作品です。8年間に及んだ取材ノートや撮影フィルムを掘り返し、さらに不足を新たな取材で補われいます。労作です。聴覚障害者は元より在日外国人などコミュニケーションに社会的ハンディを有する人たちの司法における権利保障の問題。「触法障害者」「累犯障害者」と言われる方達の社会復帰の問題。昨年スタートした裁判員制度における裁判員の役割について。等々、いろいろな問題を考える参考になると思います。極めて個人的な思いがあつてのことですが、是非、福祉オンブズおかやまの皆さんにも一読をおすすめします。

坂元 康二

(こらーる岡山・パステル作業所)

## 人権・福祉講座 2010

### 住み慣れた地域で 安心して暮らすためには ①

講師 堀川 涼子 さん

(美作大学生生活科学部・福祉のまちづくり学科)

とき 2010年9月4日(土) 午後2時～

ところ 岡山県男女共同参画センター「ウイズセンター」

(岡山市北区南方2-13-1 「きらめきプラザ」6F)

主催 人権・福祉講座2010実行委員会

後援 岡山県・岡山市・倉敷市

資料代 500円

連絡先 福祉オンブズおかやま (090-9410-6488)

・・・岡山市人権啓発活動補助事業・・・

## 福祉オンブズおかやま第11回総会報告

第11回総会は、5月30日(日)午後1時半から、岡山市福祉交流プラザ「旭東」で開かれました。司会は加藤聡運営委員。奥津亘代表の開会挨拶の後、第1部 記念講演。小坂田稔高知女子大教授(本紙概要参照)の講演に多くの共感のアンケートが寄せられました。

第2部 総会では、前原成美運営委員の議長の下、山田雅美事務局長の活動報告と方針、梶原行正会計監査の報告、運営委員会の体制等が承認されました。また池田祐士副代表からは、高齢者・障がい者、施設で働く人々から寄せられている相談の状況が報告されました。田代運営委員の閉会挨拶で終了しました。